

平成22年第2回大台町議会定例会会議録(第1号)

1. 招集の年月日

平成22年6月14日(月)

2. 招集の場所

大台町議会議場

3. 開 会

6月14日(月)

4. 応 招 議 員

1番 堀 江 洋 子 君

2番 廣 田 幸 照 君

3番 山 本 勝 征 君

4番 小 林 保 男 君

5番 大 西 慶 治 君

6番 直 江 修 市 君

7番 元 坂 正 人 君

8番 濱 井 初 男 君

9番 村 田 侑 康 君

10番 小 野 恵 司 君

11番 前 田 正 勝 君

12番 中 西 康 雄 君

13番 上 岡 國 彦 君

14番 伊 藤 勇三郎 君

5. 不 応 招 議 員

な し

6. 出 席 議 員 数

14名

7. 欠 席 議 員

な し

8 . 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町 長	尾上 武義 君	副 町 長	余谷 道義 君
教 育 長	村田 文廣 君	総 務 課 長	上瀬 勉史 君
企 画 課 長	東 久生 君	会 計 管 理 者	高西 立八 君
町民福祉課長	磯田 諄二 君	生 活 環 境 課 長	鈴木 好喜 君
税 務 課 長	立井 靖樹 君	建 設 課 長	高松 淳夫 君
産 業 課 長	野呂 泰道 君	健 康 ほ け ん 課 長	大滝 安浩 君
総合支所長	谷口 俊彦 君	大杉谷出張所長	寺添 幸男 君
教 育 課 長	鈴木 恒 君	報 徳 病 院 事 務 長	尾上 薫 君

9 . 職務のため出席した者の職氏名諄

議会事務局長	西山 幸也 君	同 書 記	北村 安子 君
--------	---------	-------	---------

1 0 . 会議録署名議員の氏名

8 番	濱 井 初 男 君	9 番	村 田 侑 康 君
-----	-----------	-----	-----------

1 1 . 町長提出の議案の題目

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第 3 9 号 大台町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第 4 0 号 大台町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

議案第 4 1 号 大台町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい
て

議案第 4 2 号 大台町宮川地域地場産業振興基金条例の一部を改正する等の
条例について

議案第 4 3 号 大台町税条例の一部を改正する条例について

議案第 4 4 号 大台町放課後児童クラブ施設条例の全部を改正する条例につ
いて

- 議案第 4 5 号 紀勢地区広域消防組合規約の変更に関する協議について
- 議案第 4 6 号 奥伊勢広域行政組合規約の変更に関する協議について
- 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度大台町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

1 2 . 議員提出の議案の題目

- 発議第 2 号 大台町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第 3 号 大台町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 請願第 1 号 風力発電所建設に反対を求める請願

1 3 . 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 3 9 号 大台町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 0 号 大台町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 1 号 大台町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 2 号 大台町宮川地域地場産業振興基金条例の一部を

改正する等の条例について

日程第 1 0 議案第 4 3 号 大台町税条例の一部を改正する条例について

日程第 1 1 議案第 4 4 号 大台町放課後児童クラブ施設条例の全部を改正する条例について

日程第 1 2 議案第 4 5 号 紀勢地区広域消防組合理約の変更に関する協議について

日程第 1 3 議案第 4 6 号 奥伊勢広域行政組合理約の変更に関する協議について

日程第 1 4 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度大台町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 5 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 6 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 7 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 8 発議第 2 号 大台町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 1 9 発議第 3 号 大台町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 2 0 請願第 1 号 風力発電所建設に反対を求める請願

日程第 2 1 一般質問

1 . 濱 井 初 男 議員

2 . 元 坂 正 人 議員

3 . 伊 藤 勇三郎 議員

4 . 廣 田 幸 照 議員

(午前 9時00分)

開会の宣言

議長（大西慶治君） おはようございます。

定刻となりました。ただいまから、平成22年第2回大台町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

説明のための出席者

議長（大西慶治君） 地方自治法第121条の規定により、出席された方々の職、氏名は、尾上町長、余谷副町長、村田教育長、高西会計管理者、上瀬総務課長、立井税務課長、大滝健康ほけん課長、磯田町民福祉課長、東企画課長、鈴木教育課長、鈴木生活環境課長、野呂産業課長、高松建設課長、尾上病院事務長、寺添大杉谷出張所長、谷口総合支所長、以上です。

議事日程の報告

議長（大西慶治君） 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

日程については、去る6月7日に開催された議会運営委員会で協議された会議の進め方について、事務局長から説明させます。

事務局長。

議会事務局長（西山幸也君） おはようございます。

平成22年第2回定例会の進め方について、ご説明申し上げます。

お手元に配布の会期審議の予定表をご覧ください。

会期につきましては、本日14から18日までの5日間とさせていただきます。

次に、審議の予定でございますが、本日このあと会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告をしていただきます。

次に、諮問第1号から2号につきまして、提案説明から採決までをお願いいたします。

議案第39号から41号につきましては、提案説明のみでございます。

議案第42号につきましては、提案説明後、委員会審査を控えております関係で、大綱的な質疑のみを行っていただき、所管の産業建設常任委員会に付託する予定です。

議案第43号につきましては、提案説明のみでございます。

議案第44号につきましては、提案説明後、委員会審査を控えております関係で、大綱的な質疑のみを行っていただき、所管の総務教育民生常任委員会に付託する予定でございます。

議案第45号から50号につきましては、提案説明のみでございます。

発議2号から3号につきましては、趣旨説明から採決までをお願いいたします。

請願第1号につきましては、趣旨説明の後、議長発議によります特別委員会設置の提案と付託をお諮りする予定でございます。特別委員会の設置がされた場合は、休憩を挟みまして委員の指名と役員の互選結果の報告がございます。

最後に、一般質問を行っていただきますが、今定例会には8名の方から一般質問の通告をいただいておりますので、本日は4名の方から一般質問を行っていただき、散会の予定です。

6月15日は、本会議を再開し、4名の方から一般質問を行っていただきます。

終了後、産業建設常任委員会におきまして、議案第42号の審査を予定しております。

6月16日は、議案等調査のため休会とさせていただきますが、総務教育民生常任委員会におきまして、議案第44号の審査を予定しております。

6月17日は、議案等調査のため休会とさせていただきますが、風力発電所関係の請願審査のため、特別委員会が設置されました場合は、その審査を予定しております。

6月18日は、本会議を再開し、初めに議会運営委員会、産業建設常任委員会、ほかにあれば閉会中の継続審査の議決をいただきます。

議案第39号から41号につきましては、質疑から採決までをお願いします。

議案第42号につきましては、産業建設常任委員会委員長から委員長報告の後、採決までをお願いします。

議案第43号につきましては、質疑から採決までお願いいたします。

議案第44号につきましては、総務教育民生常任委員会委員長から委員長報告の後、採決までをお願いします。

議案第45号から50号につきましては、質疑から採決までお願いいたします。

請願第1号につきましては、特別委員会が設置され、審査が終了した場合、特別委員会委員長から委員長報告の後、採決までをお願いいたします。

また、追加議案が提出された場合は、その提案説明から採決までをお願いします。

以上で、閉会の予定でございますが、それぞれの日程におきまして議事の進行上、会議が午後5時を過ぎると認められる場合には、事前に時間延長手続きをとりながら、進めてまいりたいと思います。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会議録署名議員の指名

議長（大西慶治君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって

8番 濱井初男議員

9番 村田侑康議員

を指名します。

会期の決定

議長（大西慶治君） 日程第2「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの5日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの5日間に決定しました。

諸般の報告

議長（大西慶治君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

3月18日 奥伊勢広域行政組合定例会がクリーンセンターで開催され、山本、副議長と私が出席しました。

同日、紀勢地区広域消防組合定例会がクリーンセンターで開催され、堀江総務教育民生常任委員長と私が出席しました。

4月16日 多気郡町村議会議長会が多気町役場で開催され、私が出席しました。

同日、香肌奥伊勢資源化広域連合議会臨時会が多気町で開催され、濱井産業建設常任委員長と廣田議員が出席しました。

4月20日 県町村議会議長会理事会、並びに県政に関する意見交換会が津

市で開催され、私が出席しました。

5月18日 松阪飯多農業共済事務組合臨時会が多気町で開催され、濱井産業建設常任委員長と元坂議員が出席しました。

5月24日 南三重活性化協議会通常総会が松阪市で開催され、私が出席しました。

5月27日 奥伊勢広域行政組合臨時会がクリーンセンターで開催され、山本副議長と私が出席しました。

同日、紀勢地区広域消防組合臨時会がクリーンセンターで開催され、堀江総務教育民生常任委員長と私が出席しました。

5月30日 伊勢志摩広域防災拠点活動訓練が伊勢市で開催され、私が出席しました。

6月 2日 県町村議会議長会理事会が津市で開催され、私が出席しました。

また、監査委員より2月分から4月分の例月出納検査結果報告が提出されております。お手元にその写しを配布しましたので、ご覧ください。

議長（大西慶治君）これで、「諸般の報告」を終わります。

諮問第1号の上程～採決

議長（大西慶治君） 日程第4 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（尾上武義君） おはようございます。

それでは、諮問第1号の人権擁護委員の推薦に係ります提案理由のご説明を申し上げます。

中江美春さんは、平成19年の10月から人権擁護委員をお願いをいたしております。今回、その任期満了が平成22年9月30日となりますので、再任

をお願いするため推薦をさせていただくものでございます。

中江さんは、主婦業の傍ら旧宮川村公民館運営審議会委員をはじめ、県立昂学園高等学校のPTA会長、そしてみえの道整備促進協議会女性会議の理事など各種公職に就かれまして、また、地域においては地域おこしの仕掛け人として活躍をされております。豊かな識見と明るく行動的な性格を持った人望の厚い方でございます。女性の立場から人権擁護のためご活躍願えるものと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま提案のありました諮問第1号について、ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） ないものと認めます。

お諮りします。

諮問第1号は、諮問のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、諮問のとおり答申することに決定しました。

諮問第2号の上程～採決

議長（大西慶治君） 日程第5 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（尾上武義君） 諮問第2号 人権擁護委員推薦に係る提案理由のご説明を申し上げます。

山口弘さんでございますが、宮川森林組合職員として44年間の永きにわたり勤務された後、平成12年6月から平成18年3月まで、旧宮川村商工会事務局長としても活躍をされました。合併前の平成16年9月から本年9月30日の2期にわたり人権擁護委員をお願いをいたしております。

この間、各種相談などに携わっていただく傍ら、地区区長を務められるなど地域の人望も厚く、人権擁護委員として適任であると考え、引き続き委員をお願いいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（大西治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま提案のありました諮問第2号について、ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） ないものと認めます。

お諮りします。

諮問第2号は、諮問のとおり答申したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、諮問のとおり答申することに決定しました。

議案第 39 号の上程

議長（大西慶治君） 日程第 6 議案第 39 号「大台町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 議案第 39 号 大台町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由のご説明を申し上げます。

定例会資料の新旧対照表の 1 ページでございます。

本改正につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」いわゆる育児休業法の一部改正が 6 月 30 日に施行されることに伴う条例改正でございますが、第 8 条の 2 の追加につきましては、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の条項が欠落しておりましたことによるものでございます。

第 9 条第 2 項の追加は、3 歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、時間外勤務をさせてはならないとしたものでございます。

ほかにつきましては、項番号及び引用規定の整備でございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第 40 号の上程

議長（大西慶治君） 日程第 7 議案第 40 号「大台町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 議案第 40 号 大台町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由のご説明を申し上げます。

定例会資料の新旧対照表 4 ページをご覧くださいと思います。

本改正につきましても、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴う条例改正でございます。

第 2 条の改正は、職員の配偶者の就業の有無や、育児休業の取得の状況にかかわらず育児休業をすることができることとする改正及び規定内容の整備でございます。

第 2 条の 2 の追加につきましては、育児休業にかかる当該子の出生の日から一定の期間内に育児休業を取得した場合には、特別の事情がない場合であっても、再度育児休業ができるよう育児休業法が改正されました。その場合の期間について 5 7 日間と定めたものでございます。

策 3 条第 4 号は、夫婦が交互に育児休業したかどうかにかかわらず、職員が育児休業した後 3 月以上経過した場合に、再度の育児休業ができることとする改正及び規定内容の整理でございます。

第 5 条につきましては、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由に当たらないとする改正でございます。

その他育児短時間勤務、部分休業についても同様の趣旨の改正を行っております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第 4 1 号の上程

議長（大西慶治君） 日程第 8 議案第 4 1 号「大台町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 議案第 4 1 号 大台町職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の提案理由のご説明を申し上げます。

定例会資料の新旧対照表 9 ページでございます。

地方公務員法第 25 条第 2 項には、「職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。」と規定されております。いわゆる給与支給に関する 3 原則でございます。

本改正につきましては、その原則にのっとりまして、条例の不備を改正するものでございます。

第 3 条におきまして、給与から控除できるものを列挙しておりますが、実態との乖離が生じておりますので、今回その改正をお願い申し上げます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第 42 号の上程～委員会付託

議長（大西慶治君） 日程第 9 議案第 42 号「大台町宮川地域地場産業振興基金条例の一部を改正する等の条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 議案第 42 号 大台町宮川地域地場産業振興基金条例の一部を改正する等条例の提案理由のご説明を申し上げます。

例規集につきましては、8141 ページから 8143 ページ、新旧対照表につきましては定例会資料 10 ページでございます。

今回の改正につきましては、大台町宮川地域地場産業振興基金条例を大台町地場産業振興基金条例とし、大台町道の駅「奥伊勢おおだい」事業基金条例を廃止し、地場産業振興基金として一元化しようとするものでございます。

なお、現在の道の駅基金残高は 5258 万 7000 円で、条例改正後、本基金へ積み立てるものでございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよ

うお願い申し上げます。

議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

前田議員。

11番（前田正勝君） 少し伺いたいと思います。この大台町宮川地域地場産業振興基金は、この条例は合併時に設置をされたということと、私は認識しておりますが、その前の状況は、合併前の状況は、いわゆるその第三セクが宮川物産、フォレストファイターズ、宮川観光振興公社とあるんですが、18年まではそれぞれどのようになっていたかを説明いただきたいんですが。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 合併前までのこの宮川地域地場産業振興基金条例はどのようになっていたかというご質問でございます。

現在の条例のありますよう、第三セクターの宮川観光振興公社、宮川物産、フォレストファイターズが、この条例の中に位置付けられまして、それぞれの運営を円滑にするために基金を利用するというような体制で、合併前も使用しておりました。以上でございます。

議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第42号は、産業建設常任委員会に付託し、審査したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、産業建設常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

議案第43号の上程

議長（大西慶治君） 日程第10 議案第43号「大台町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（立井靖樹君） 議案第43号 大台町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年度税制改正に伴う、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、4月1日に施行されました。

これにともない、大台町税条例の一部改正が必要となり、提案させていただいたものであります。

今回の主な改正につきましては、扶養控除関係の見直し、少額上場株式等にかかる配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設、それから生命保険料控除の改正、たばこ税の税率の引上げでございます。

具体的には、子ども手当の創設や、高校の実質無料化の関係から、町民税の扶養控除について、16歳未満の控除額33万円と、16歳以上19歳未満の特定扶養控除分12万円が廃止となることと、その関係での各扶養情報の収集方法の改正で、平成24年度からの適用となります。

また、個人の株式市場への参加を促進する観点から、少額上場株式等にかかるもので、非課税口座において管理されている100万円を超えない範囲内の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されたものです。

それから、生命保険料控除において、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等で、新たに介護医療保険料控除が設けられたものですが、適用限度額は現行の7万円と変わらず、平成25年度からの適用となります。

次に、たばこ税について、国・地方合わせて、旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこが1000本あたり、3500円の税率引き上げを行うもので、そ

のうち町のたばこ税分として1000本当たり1320円の引き上げとなります。また旧3級品の紙巻たばこでは、町のたばこ税分として1000本当たり626円の引き上げとするもので、平成22年10月1日からの適用となります。

そのほかにつきましては、関連法令の改正に伴う規定および附則による経過措置等の整備であります。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第44号の上程～委員会付託

議長（大西慶治君） 日程第11 議案第44号「大台町放課後児童クラブ施設条例の全部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（磯田諄二君） 議案第44号 大台町放課後児童クラブ施設説明条例の全部を改正する条例の提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は3月定例会において可決をいただいたところですが、地方自治法に基づく、公の施設の設置及びその管理に関する事項などが制定されていないところがあるため、今回、条例の全部改正を行なうものでございます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江修市君） 利用の許可第8条について質疑いたします。

質疑の意図をご理解いただくために、少し意見を述べます。改正前に第2条名称がですね、三瀬谷小学校区放課後児童クラブ館ということでありましたが、

三瀬谷放課後児童クラブ館に改正がされております。その理由は公の施設第244条の2項に、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。不当な差別的取り扱いをしてはならないという法律があることから、地域限定ではこの法に触れるということからの改正でありまして、いわゆる大台町内全域をですね、当然のことですけれども、対象とする改正でありますけれども、実質的には三瀬谷小学校区の児童の学童、これが本来の目的でありまして、地域の皆さんからの要望に応える方向であります。

そこでいろいろ疑義が出てきますから、町としましてはこの定員を定めて、ここででき得れば三瀬谷小学校区の学童施設としていきたいということで、定員の規定がなされております。

で、一定ここで実態に即した条例とされているわけですがけれども、この施設は指定管理者が管理にあたるという規定もございます。指定管理者は即ですね、この施設を長期に独占的に利用することができるということにはなりません。当然他の、今予定されているのが元気っこという会のようでございますけれども、他の施設、いわゆる他の団体からもこの施設を利用して、まして学童保育のための施設ですから、そのほかに利用はできないわけで、当然学童保育のための施設ということから、他の団体からもですね、当然利用させてくれというような申し入れが出てくる可能性も、私は否定できないというふうに思うんですね。

そういうこと考えますと、今、大台町福祉センター条例がございまして、この第8条、これは利用の許可を規定した条文でございますけれども、第3項に、町長は町内の公益的団体が第1条の目的のため、長期に利用することが必要と認めるときは占有を許可することができる、という規定がございまして。担当課としましては、この放課後児童クラブ施設条例を起案される際に、当然こういった条例も参考にされたとは思いますが、こういう規定がございまして。

それと大台町宮川地域総合センター条例というのがございまして、この中

に大台町宮川大杉谷地域総合センターが包含されております。このセンターの施設の2階部分が大杉谷自然学校の事務局としてですね、利用されておるんですけれども、こういう公の施設を長期に独占的に利用するということを合法化するために、この条例におきまして、第7条に町長は町内の公益的団体が第1条の目的のため、長期に利用することが必要と認めるときは占有を許可することができる、という規定をしてですね、大杉谷自然学校が長期に利用できることを条例上合法としておるわけなんです。

福祉センターにつきましても、指定管理者が社会福祉協議会でございますけれども、前述しましたように、指定管理者が独占的にその施設を利用することを可としてございませんから、他の団体が福祉センターの指定管理者になる得ることも全くないということではないわけで、その際にも社会福祉協議会がその施設を事務局として使っていけるようにということで、申しましたように、福祉センター条例でもそういった規定がなされております。

学童保育の施設というこの設置条例なんですけれども、私はこういった2例からもですね、この条例の申しました第8条に、先ほどのような規定を第3項として、規定する必要があるのではないかというふうに考えますので、答弁を求めます。

議長（大西慶治君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（磯田諄二君） 占有はできるというような項目を設けるという話でございますけれども、一応この条例の第7条におきまして、利用できる者の範囲ということをおる程度特定をしまして、しておるということと。

それから第16条に、指定管理者の期間ということで3年間とするような条例を設けて制定をしております。こういったことからですね、必ずしも絶対100%その学童保育が占有するというようなことは、今のところ考えていなかったような状態でございます。第7条におきまして、利用できる者の範囲ということで、第7条の中で謳っておりますので、そのようにこの利用のほうはさせていただきます。以上です。

議長（大西慶治君） 総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 直江議員のご質問でございますけども、第3条については、当然、今後必要な規定かと思いますので、今回についてはこの第3号は入れておりませんが、今後はこの規定を視野に入れながら、事業を実施してまいりたいと考えております。以上です。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

堀江議員。

1番（堀江洋子君） 大綱的な質疑ということではありますけれども、担当課長の答弁と、総務課長の答弁が、私が伺っている限りは差異があるというのか、どちらが本当の答弁なのかわからないので、それだけきちんとした見解を述べていただかないとですね、また今後のこともありますので、答弁を求めます。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） 恐れ入ります。そういう部分確かに他の条例と比較して欠落しているところがあるかと思えます。この際ですね、こういった部分についても他の公の施設すべて見直すなかで、整理をする必要があるかなというふうに思っているところであります。今後、そういったような部分について、よくよく審査しながらですね、改正すべきは改正するというふうな形で整理をしてみたいと思っておりますので、その点よろしくお願いをいたしたいと思っております。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第44号は、総務教育民生常任委員会に付託し審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、総務教育民生常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

議案第45号の上程

議長（大西慶治君） 日程第12 議案第45号「紀勢地区広域消防組合理約の変更に関する協議について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 議案第45号 紀勢地区広域消防組合理約の変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

定例会資料の新旧対照表25ページでございます。

平成22年第1回臨時議会におきまして、ご審議をいただき可決されました紀勢地区広域消防組合理約でございますが、第5条について、種々ご議論をいただきました内容を踏まえまして、充て職につきまして、議会の議員の中から選挙で選出することといたしました。

また、第8条の管理者、副管理者、会計管理者につきましても、選任の方法を改めたものでございます。特に管理者については、組合町の長の互選と変更させていただいております。

第10条の変更は、提出条例との整合を図る改正でございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、本議案を提案いたします。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第46号の上程

議長（大西慶治君） 日程第13 議案第46号「奥伊勢広域行政組合理約

の変更に関する協議について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 議案第46号 奥伊勢広域行政組合格約の変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

奥伊勢広域行政組合の議会議員の選出については、同組合を構成する町の長及び議会議長並びに副議長のあて職となっており、構成町の長のうち1人が組合議員として在職していることから、組合議員及び副管理者に関する規定の諸整備を行うとともに、会計管理者の任用に関する規定の諸整備を行うために提案するものでございます。

よろしくご審議のうえ ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第47号の上程

議長（大西慶治君） 日程第14 議案第47号「平成22年度大台町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 議案第47号 平成22年度大台町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う増減と農林水産業費の増減が主で、歳入歳出それぞれ1129万8000円を増額し、総額59億5100万円とするものでございます。

まず歳出からその主なものにつきましてご説明を申し上げます。

人件費につきましては、それぞれの目での説明は省略させていただきまして、ここでまとめてご説明を申し上げます。人件費総額で2002万1000円を減額いたしました。内訳につきましては職員給料1208万2000円を減額

し、職員手当では通勤手当108万7000円、期末勤勉手当427万2000円を減額する一方、時間外勤務手当168万6000円を増額いたしました。

共済費では、職員共済組合負担金315万円、退職手当組合負担金210万7000円の減額でございます。

人件費が大きく減額しておりますのは、特別会計への人事異動2名分が主な要因でございます。

それでは、款別にご説明申し上げます。

2款総務費の財産管理費、予算書の9ページでございます。道の駅奥伊勢おおい事業基金を減額し、地場産業振興基金積立へ振り替えております。条例改正によるところでございます。

3款民生費の障害者福祉費、13ページでございます。障害者通所サービス対象者の事業所の変更によりまして21万円を増額いたしました。その4分の3につきましては障害者福祉の県補助金でございます。

子育て支援費、15ページでございます。子育て支援団体への追加補助金6万円でございます。

4款衛生費の保健衛生総務費、16ページでございます。報徳病院への補助金150万円を追加しております。これは医療機器である酸素供給装置について定期検査の結果、その心臓部にあたる部位の老朽化に伴うところの取り替えでございます。

清掃費では、監視用機材移動手数料30万6000円を追加いたしました。監視カメラを定期的に移動させてその効果を向上させるためでございます。

簡易水道整備費では、簡易水道特別会計繰出金791万9000円を増額いたしました。これは人事異動に伴う人件費の増加に対処するためのものがございます。

5款農林水産業費の農業振興費、18ページでございます。戸別所得補償事業の執行のために、臨時職員を雇賃金89万7000円を追加しております。財源といたしましては戸別所得補償制度導入事業費補助金でございます。

森林農地整備センター造林管理費、20ページでございます。林道総門線補修の土捨て場の立木補償について、園区との分収契約に基づく4万円の交付金でございます。

循環型生産林整備事業費では高齡林整備間伐促進事業について、補助事業そのものがなくなったことによりまして2500万円の減額でございます。当然のこととして、充当しておりました美しい森林づくり整備交付金1470万5000円と、高齡林整備間伐促進事業費補助金1029万3000円は減額しております。

次に、新しく森林管理システム実用技術開発事業費の目を設けました。これは三重県を中心といたしまして、三重大学、筑波大学、独立行政法人森林総合研究所、株式会社トヨタ自動車、中部電力株式会社、株式会社森林再生システムと大台町が、いわゆる産官学で実用技術開発に取り組むための予算でございます。

森林資源の把握とデータベース化、革新的な森林計測システムの開発と、成長回復モデルによる施業効果判定、間伐材の利用促進に向けた搬出コスト・性能評価・未利用資源の残存量の把握などをそれぞれが分担しながら行って、森林管理システムを3年間で作ります。E-FORESTと名づけておりますが、その実証についても大台町の町有林で2年間かけて行っていきます。その当年度の予算125万円を追加しております。全額森林管理システム実用技術開発事業委託金を充当しております。

山村振興推進費、21ページでございます。宮川山荘施設整備補助金として、260万9000円を追加しております。これはバーベキュー施設の雨よけの改修と露天風呂の補修に要する経費でございます。また、道の駅には経営安定補助金として3337万8000円を補助いたします。これにより道の駅の累積赤字と借入金を一掃いたします。

6款商工費の観光費では、北総門にある公衆トイレの修繕費50万円を計上いたしております。

8 款消防費防災費、23 ページでございます。路肩崩壊の危険があるため、始神高中継局電線埋設路修繕工事として、400 万円を計上しております。

9 款教育費教育振興費、24 ページでございます。国の子ども農山村交流プロジェクトとして小学校児童の集団宿泊、いわゆるキャンプでございますけども、その委託事業として254 万3000 円を計上いたしました。

10 款災害復旧費、27 ページでございます。林道持山線災害復旧工事に125 万円を追加しております。瀬越明許した事業でございますが、事業費が膨らんだことによりまして、瀬越明許費とあわせて515 万円で事業を実施いたします。

次にこれらの補正財源について、歳出でご説明申し上げていない主なものについてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、8 ページでございます。

17 款繰入金の中で、地場産業振興基金繰入金404 万6000 円を増額し道の駅事業繰入金450 万円を減額しております。これは道の駅基金の廃止に伴うものと、今回の宮川山荘、道の駅への補助金にかかるものでございます。

19 款諸収入の雑入の減額133 万4000 円は、人事異動に伴う派遣職員分の人件費の減額でございます。

以上、雑ぱくではございますが、提案理由とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第48号の上程

議長（大西慶治君） 日程第15 議案第48号「平成22年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 議案第48号 平成22年度大台町簡易水道

事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明申し上げます。

1款総務費の一般管理費では、給料320万6000円、職員手当176万7000円、共済費143万1000円、役務費9万8000円、備品購入費140万9000円、及び公課8000円の増額でございます。これらは人事異動に伴う増額と、破傷風予防注射及び軽自動車の購入費が主なものでございます。

次に、歳入につきまして一般会計繰入金791万9000円を増額するものでございます。

歳入歳出それぞれ791万9000円を増額し、予算総額8億3370万7000円とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第49号の上程

議長（大西慶治君） 日程第16 議案第49号「平成22年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 議案第49号 平成22年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目浄化槽整備事業一般管理費では、職員手当10万5000円、共済費5000円、2目下水道整備事業一般管理費では、職員手当2万4000円の増額でございます。

3 款維持費、1 項生活排水処理維持費、2 目下水道整備事業維持費では、需用費 39 万円の増額でございます。これはポンプ場にあります通報装置の修繕費のものでございます。

次に歳入につきましては、2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目生活排水処理事業分担金、2 節過年度浄化槽整備事業費分担金 246 万 3000 円の増額でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金 191 万 1000 円の増額でございます。

歳入歳出それぞれ 52 万 4000 円を増額し、予算総額 3 億 7073 万円とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第 50 号の上程

議長（大西慶治君） 日程第 17 議案第 50 号「平成 22 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

報徳病院事務長（尾上 薫君） 議案第 50 号 平成 22 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）の提案理由のご説明を申し上げます。

治療のための酸素吸入に要する酸素を供給するための酸素供給装置は、毎年 2 回の定期検査を実施していますが、本年 3 月に実施いたしました点検において、心臓部とも言える圧力調整器、及び酸素パンク切り替え調整弁等に老朽化が見られ、平成元年 6 月の設置から 20 年を経過しており、取り替え部品の供給も難しくなっていることから装置の全面取り替えが必要との報告がなされました。酸素は院内全体で使用されており、圧力異常及び供給停止は患者の生命維持に影響を及ぼすおそれがあるため、早急に取り替えようとするものであります。

資本的収入において町補助金 150 万円を予定し、資本的支出では酸素供給装置一式購入費 155 万円を計上いたしました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5 万円は、当年度損益勘定留保資金 5 万円で補てんをお願いするものでございます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

発議第 2 号の上程～採決

議長（大西慶治君） 日程第 18 発議第 2 号「大台町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

お諮りします。

提出者に趣旨説明をさせたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

よって、提出者に趣旨説明を求めます。

小野恵司議員。

10 番（小野恵司君） 発議第 2 号の趣旨説明として、大台町議会委員会条例の一部を改正する条例について、それでは提案に賛成いただいた議員を代表いたしまして、趣旨説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、標準町村議会委員会条例の例に習い、大台町委員会条例の一部を改正するものでございます。この条例の追加により、2 年任期であります常任委員会委員及び議会運営委員における改選時の選任時期について、任期満了前に議会が開催された場合に、あらかじめ新委員を選任できるようにするもので、その期間を任期満了日の 30 日以内とするものでございます。よろしくご審議申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を求めるものであります。以上です。

議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程～採決

議長(大西慶治君) 日程第19 発議第3号「大台町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

お諮りします。

提出者に趣旨説明をさせたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

よって、提出者に趣旨説明を求めます。

小野恵司議員。

10番(小野恵司君) 発議第3号 大台町議会会議規則の一部を改正する

規則について、趣旨説明を申し上げます。

提案に賛成していただいた議員を代表いたしまして、私がさせていただきます。

この規則改正につきまして、まず第14条でございますが、平成18年の地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法109条7項により、委員会が議案を提出することが可能になりました。それに伴い議案提出の手続きの方法について、標準町村議会会議規則の例に倣い、大台町会議規則に規定するものでございます。

続きまして第54条につきましては、誤字による字句の訂正で、議長を議員にするものでございます。

最後に73条につきましては、議会運営委員会の調査や審査の事項について、平成18年の地方自治法109条の2に項が追加されました。その改正に連動して、会議規則に記載されている関連事項の改正をすべきでありましたが、その手続きがとられていなかったために、今回の改正にあわせて変更するものでございます。よろしくご審議申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を求めます。

議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

請願第1号の上程～採決

議長（大西慶治君） 日程第20 請願第1号「風力発電所建設に反対を求める請願」を議題とします。

お諮りします。

紹介議員に趣旨説明をさせたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

よって、紹介議員に趣旨説明を求めます。

中西康雄議員。

12番（中西康雄君） お許しを得ましたので、ただいま議題となりました請願第1号 風力発電所建設に反対を求める請願につきまして、趣旨説明を申し上げます。

提出者は、大台町粟生495番地1、大台の自然を守る会、代表左近弘幸。

紹介議員 中西康雄、廣田幸照議員。

以下朗読をもって説明に代えさせていただきます。

請願の趣旨

大台町における風力発電所建設の反対。大台町地内の山頂にクリーンエネルギーファクトリーによる風力発電所建設計画が持ち込まれています。私たち旧宮川村地域住民を中心に、この計画に断固反対の意思を持っております。反対の意思を示す署名は、真手以外の荻原、領内地区で1697名で、この地区の人口の7割に達しております。

大台町議会におかれましては、私たちの意思をお汲みいただきまして、この

風力発電所建設反対の請願をご採択いただきますよう、お願いいたします。

以上、地方自治法第124条の規定にのっとり、請願をいたします。

請願の理由

自然を守り、土砂災害や水害を招かないために、この風力発電所建設計画によると、大台町地内に32基予定されております。この工事により広い面積の森林伐採が予想されます。この地域の多くは急峻な地形であり、造成工事によって大規模に自然が破壊され、甚大な土砂災害や水害を招く危険があります。

私たちの地域は、平成16年9月29日に旧宮川村開村以来経験したことのない大災害に見舞われ7名もの方が亡くなりました。以後5年以上経つ今なお、宮川には土砂の流入が絶えることなく、河床の上昇につながり、一部の地域では水害の危険にさらされております。この災害を教訓として、二度とあのような災害を起こらない地域づくりをする。また被災につながる原因をつくらないという強い思いを持っております。また、風車により山の眺望が損なわれるとともに、貴重な動物にも悪い影響があるものと考えます。

このような理由からこの風力発電所建設に対し、町議会として反対の意思をお示しくださるようお願いいたします。美しい山と澄んだ水は、この町の大切な財産です。自然と人々が幸せに暮らす町を損なうことなく、次世代に渡していけるよう、議員の方々のご理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議を賜り、ご賛同、ご採択くださいますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。以上です。

議長（大西慶治君） お諮りします。

請願第1号は、13人の委員で構成する風力発電所建設に反対を求める請願に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、13人の委員で構成する風力発電所建設に反対

を求める請願に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（大西慶治君） しばらく休憩します。

再開は10時15分とします。

（休憩中に、特別委員会の名簿を配付）

（午前10時00分 休憩）

（午前10時15分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第49号の訂正

議長（大西慶治君） 議案第49号で、説明の訂正の申し出がございますので、発言の許可をします。

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 議案第49号の説明の中の分担金、金額を間違えましたのでご訂正をさせていただきます。分担金の金額243万5000円でございます。よろしくお願いいたします。

風力発電所建設に反対を求める請願に関する特別委員会委員の選任

議長（大西慶治君） 風力発電所建設に反対を求める請願の議題に戻ります。お諮りをいたします。

ただいま設置されました風力発電所建設に反対を求める請願に関する特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり、

堀江洋子議員、廣田幸照議員、

山本勝征議員、小林保男議員、

直江修市議員、元坂正人議員、
濱井初男議員、村田侷康議員、
小野恵司議員、前田正勝議員、
中西康雄議員、上岡國彦議員、
伊藤勇三郎議員、

を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、風力発電所建設に反対を求める請願に関する特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

議長(大西慶治君) しばらく休憩します。

再開は10時30分とします。

(休憩中に、特別委員会委員長、副委員長の互選)

(午前10時18分 休憩)

(午前10時30分 再開)

議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会の委員長、副委員長の報告

議長(大西慶治君) 風力発電所建設に反対を求める請願に関する特別委員会の、

委員長に、上岡 國彦 議員

副委員長に、小野 恵司 議員

が選任されましたので、報告いたします。